

## 広島国際大学 障がい学生修学支援に関するガイドライン

### 学生支援センター

本学は、1998年の開学当初から学生課で、障がい学生等の修学支援に取り組んできましたが、2005年(平成17年)に、「発達障害者支援法」が施行され、翌年2006年(平成18年)に「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が施行されたことに伴い、障がい学生の修学支援は、学生相談室に盛り込まれ(身体等に障害のある学生に対する修学支援に関する活動指針)、本格的な体制の確立と支援に取り組んできました。

近年、入学者も多種・多様化しており、多くの障がい学生が入学しています。このことから、障がい学生の障害の程度や種類、支援内容も多種多様となり、教職員も障がい学生それぞれの実状に合わせた対応が求められてきます。

このガイドラインは、障がい学生修学支援の基本方針や支援内容の概要をまとめていますので、今後の障がい学生修学支援の課題も共有しながら教職員が一丸となって取り組むことにご協力をお願いします。

#### . 障がい学生修学支援の基本方針

(1) 障がい学生からの申請(要望)に基づいて、必要な支援と自立につながる支援を行います。

障がい学生からの申請(要望)に基づいて、申請者と話し合いながら、なんでもやってあげるのではなく、できないところを支援し、社会での自立につなげます。

(2) 教職員が連携して支援を行います。

障がい学生を支援するうえで、直接関係する学科や特定の教員・部署のみが個別に対応していくことは十分に支援することができません。教職員が様々な関係部署と連携を図りながら支援することが重要と言えます。

(3) 障がい学生を含めた全学生へ質の高い同一の教育を保障します。

障がい学生は、一般学生と対等に勉強しようと思い入学しています。よって、特別扱いは最小限にして、できるだけ一般学生と共に場で学修できるように努め、全ての学生に必要な情報が伝わるよう工夫することが、障がい学生を含めた全学生へ質の高い同一の教育を保障することとなります。

#### ( 4 ) 障がい学生を含めた全学生へ同一の基準で成績評価を行います。

障がい学生に対して、成績評価のダブルスタンダードは設けません。障害の種類や程度に応じて、情報の伝達方法や試験の時間配分等に配慮し不利益が生じないようすることは必要ですが、障害により成績評価を加減することはしません。

#### . 授業における支援について

授業における支援については、障がい学生の申請（要望）に基づいて、必要な支援を行っていきます。しかし、障害の種類や程度に加え、授業内容や進行速度等により支援内容が異なるため、個別の対応が必要となります。また、精神障害や発達障害のように身体障害に比べて分かりにくいものもあり、授業担当者が授業を進めていく中で支援方法等に不安を抱かれる場面もあると思います。そういう場合は、遠慮なく学生相談室に連絡してください。本人を含め当該学科・授業担当者・学生相談室、必要に応じて保護者とも連携し、支援方法等について検討します。

なお、以下に障害の種別ごとに代表的な支援内容を列挙しますので参考にしてください。

#### [障がい学生修学支援内容]

##### ( 1 ) 視覚障がい学生への対応例

###### 1 . 教科書や配布資料等の事前提供

教科書の書誌情報や配布資料の電子データ等を早めに提供する。

###### 2 . 板書・視聴覚教材の使用

板書やスライド等の内容は、できる限り読み上げ、板書やスライド等を指差しながら話す場合は、指示語を使わず、具体的な言葉で説明する。

###### 3 . パソコン・支援機器等の持ち込みおよび録音の許可

##### ( 2 ) 聴覚障がい学生への対応例

###### 1 . 教科書や配布資料等の事前提供

教科書の書誌情報や配布資料の電子データ等を早めに提供する。

###### 2 . 授業内容はできるだけ板書する。授業内容のレジュメを渡す。DVD等の教材を使用する場合、字幕を入れたり、事前に内容の流れを書いたものを渡す。

文字情報を多くする。

###### 3 . 口元が見えるようにできるだけ学生の正面を向き、声の大きさや早さについて配慮する。

###### 4 . テスト範囲や提出物の期限など重要な内容は、板書やプリントで伝える。

### ( 3 ) 肢体不自由学生への対応例

- 1 . 筆記が困難であったり、時間がかかることがあるため、パソコンの持込許可や資料の事前提供、レポートの後日提出など配慮する。

### ( 4 ) 病弱・虚弱学生への対応例

- 1 . 本人、保護者と事前相談を行い、授業時や生活上の問題等を確認する。また、体育や実習等、どこまで可能か確認しておく。
- 2 . 通院が必要な場合、授業欠席時の学習の補充について配慮する。

### ( 5 ) 発達障がい学生への対応例

- 1 . 事前相談を行い、どういったことに配慮が必要か確認する。
- 2 . 伝達事項は、プリントやメモに書いて渡すなど配慮する。
- 3 . 事前に相談者（相談窓口）を知らせ、精神的に不安定になった時は支援窓口（学生相談室）へ引き継ぐことを検討しておく。

以上、障がい学生への対応例を記載しましたが、これに限らず様々な支援が必要と考えますので遠慮なくご相談ください。

#### . 支援のための情報

冊子 「教職員のための障害学生修学支援ガイド」独立行政法人日本学生支援機構

H P 「独立行政法人日本学生支援機構障害学生修学支援情報

[http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/index.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html)

・発達障害情報センター（独立行政法人 国立障害者リハビリテーションセンター）

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

#### . 支援に関する相談窓口

##### 各キャンパス学生相談室

学生課 TEL:0823-70-4536 内線:2212 E-mail : soudan@ofc.hirokoku-u.ac.jp

呉学務課 TEL:0823-73-8351 内線:3504 E-mail : k-soudan@ofc.hirokoku-u.ac.jp

広島学務課 TEL:082-211-5101 内線:5100 E-mail : h-soudan@ofc.hirokoku-u.ac.jp

2011年4月